

名古屋市交通局バス運転士（大型第二種免許未取得者）募集要項

名古屋市交通局は、市バス・地下鉄の一体的なネットワークにより、市内全域で、安全・安心で快適な交通サービスを提供し、市バス・地下鉄あわせて毎日約121万人の皆さまにご利用いただくなど、市民やお客様の日常生活を支える重要な役割を果たしています。この役割を一緒に担う、バス運転士を次のように募集します。



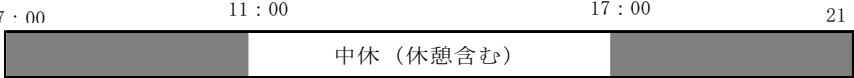
職種	バス運転士		
試験区分・採用予定数	[大型第二種免許未取得者] 5名		
業務内容	市バス運転業務		
採用	令和5年4月1日に正規職員として採用します。		
資格	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年4月2日以降生まれの方 ・欠格条項に該当しない方（詳細は後に記載の「欠格条項」を参照） 		
その他の要件	視力	両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上であること(矯正視力を含む)	
	免許	<p>申込日現在、大型第二種免許の受験資格があること</p> <p>※大型、中型、準中型、普通、大型特殊のいずれかの自動車免許を受けており、その免許経歴（免許停止期間を除く）が通算3年（政令で定めるものは2年）以上あること</p> <p>※大型第二種免許を取得済みの方は受験できません。</p> <p>※平成30年9月1日以降に運転免許の停止・取消し処分を受けたことがある方は受験できません。また、第一次選考日以降採用までに運転免許の停止・取消し処分となった場合は、失格となります。</p> <p>※第一次選考当日に運転免許証のコピーと運転記録証明書を提出してください。</p> <p>（詳細は後に記載の「第一次選考」の持ち物を参照）</p>	
	その他	早朝・深夜通勤が可能であること	
応募方法 (インターネット)	アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市電子申請サービス(https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/)にアクセスし、トップページの「申請する」メニューの「キーワード検索」にて、「バス運転士」と検索していただくか、下部の「届け出・手続き」の「交通局職員採用選考」から「名古屋市交通局バス運転士（大型第二種免許未取得者）採用選考」を選び、順次画面の指示に従ってください。 ・名古屋市交通局ウェブサイトの「採用情報」のページにも、名古屋市電子申請サービスへのリンクを掲載しています。(https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/ABOUT/TRP0000343.htm) ・やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、後に記載の「インターネット申込ができない方」を参照してください。申込書の請求期限にご注意ください。 	
	申込期間	<p>令和3年9月1日(水)～26日(日)までに本登録が完了したもののみを有効とします。</p> <p>期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いませんので、期限に余裕をもって申し込んでください。</p>	
	本登録	①仮登録手続き	<p>入力フォームに従って入力し、仮登録してください。</p> <p>※入力時に設定した「パスワード」は受験会場の案内確認等で必要ですので、必ず控えをとってください。</p>
		②電子メール受信	<p>仮登録完了の電子メールが届きます。登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。</p> <p>※電子メールに記載されている「受付番号」は受験番号の確認等に必要ですので、必ず控えをとってください。</p>
		③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
		④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験会場の案内	令和3年10月5日(火)頃、名古屋市電子申請サービスよりメールにて通知します。		
受験番号の案内	<p>令和3年10月11日(月)頃、名古屋市交通局ウェブサイトの「採用情報」のページ(https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/ABOUT/TRP0000343.htm)に「受験番号確認表」を掲載します。必ず控えをとってから第一次選考会場へお越しください。</p> <p>※受験番号の確認には、上記「本登録②電子メール受信」で控えた「受付番号」が必要です。</p>		

選考方法等	第一次選考	<p>筆記試験及び適性検査</p> <p>日程：令和3年10月16日(土)</p> <p>会場：名古屋市電子申請サービスからのメールにてお知らせします。</p> <p>持ち物：①運転記録証明書1通（5年間で申請し、令和3年9月1日以降に交付されたもの）</p> <p>※詳細は、後に記載の「運転記録証明書の取得方法」を参照</p> <p>②運転免許証のコピー（表裏両面）※A4の用紙に表裏両面をコピーしたものの。</p> <p>③顔写真付き身分証明書</p> <p>④縦4cm×横3cmの写真4枚（6か月以内撮影の脱帽、正面顔）</p> <p>⑤筆記用具（ボールペン、HBの鉛筆3本以上、プラスチック消しゴム）</p> <p>※適性検査はシャープペンシル使用不可です。</p> <p>筆記試験：一般常識(択一式：国語、数学、交通法規、その他一般常識)</p> <p>※可否は筆記試験の点数及び適性検査の判定により決定します。また、筆記試験の得点が一定の水準に達しない場合は、適性検査の判定を行わず不合格となります。</p> <p>(筆記試験配点：100点)</p> <p>※筆記試験の過去問題は、名古屋市交通局ウェブサイトの「採用情報」のページ(https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/ABOUT/TRP0000343.htm)に掲載しています。</p>
	第二次選考	<p>面接試験及び身体検査(視機能検査、聴力検査、心電図検査、既往歴及び自覚症状等)</p> <p>日程：令和3年11月19日(金)</p> <p>会場：交通局研修所（名古屋市名東区朝日が丘134-1）</p> <p>※可否は第一次選考の筆記試験と面接試験の合計点及び身体検査の判定で決定します。面接試験の得点が一定の水準に達しない場合は、合計点にかかわらず、不合格となります。</p> <p>(面接試験配点：200点)</p>
	第二次選考合格から第三次選考まで	<p>第三次選考を受験するためには、第二次選考合格発表の日から第三次選考初日の前日（具体的な日付は合格者に別途案内）までに各自で大型第二種免許を取得する必要があります。</p> <p>第三次選考に合格し採用された方には、大型第二種免許取得にかかった費用を全額助成します。ただし、運転免許試験場での試験手数料の助成は3回を上限とします。</p>
	第三次選考	<p>実技試験(実際にバス車両を運転します。)</p> <p>日程：令和4年7月以降で、交通局が指定する1日（令和4年度内に実施）</p> <p>会場：第二次選考合格者に通知</p> <p>※可否は第一次選考の筆記試験、第二次選考の面接試験及び実技試験の合計点で決定します。</p> <p>実技試験の得点が一定の水準に達しない場合は、合計点にかかわらず、不合格となります。</p> <p>(実技試験配点：300点)</p>
	合格発表等	<p>発表日：(第一次)令和3年10月下旬（第二次)令和4年1月下旬（第三次)令和4年7月以降</p> <p>発表方法：交通局ウェブサイト及び交通局人事課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者のみに郵送で通知します。</p> <p>※令和5年2月（予定）に実施する採用説明会にご出席いただきます。</p>
選考結果の開示請求	<p>名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、各選考の合格発表の日から1か月間は、不合格者本人のみ、交通局人事課あてに口頭で開示を請求することができます。</p> <p>(開示内容：得点、適性検査の適否等)</p>	
欠格条項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第16条 <ul style="list-style-type: none"> ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） 	
運転記録証明書の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・申込用紙の配布場所：警察署、交番、駐在所、自動車安全運転センター各都道府県事務所 ・申込方法：申込用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて最寄の郵便局または自動車安全運転センター事務所にお申込みください。 <p>※証明書は郵送されるか、センター事務所での直接受け取りとなります。郵便局で申し込んだ場合、10日～3週間程度を要します。センター受け取りでも即時発行はしていません。</p> <p>(参考) 自動車安全運転センター愛知県事務所 名古屋市天白区平針南3-605(平針運転免許試験場内)</p> <p>電話：(052)805-0625</p>	

インターネット 申込が できない方	申込書の 請求期限・ 提出期限	やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。 この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って、 郵送にて 請求してください。 なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付できませんので、ご注意ください。 ① 申込書の請求期限…令和3年9月10日(金)までの消印有効《持込不可》 (注)申込書は、9月1日(水)以降、到達順に順次発送します。 ② 申込書の提出期限…令和3年9月26日(日)までの消印有効《持込不可》 申込書の提出手順は、申込書送付時に添付する案内にて通知します。 ※配達不能等による不着には名古屋市交通局は一切の責任を負いません。
	申込書の 請求手続	①請求用封筒(角形2号〔33.2×24cm〕)を用意する。 ・表面に次のア(宛先)及びイを記載する。 ア「〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市交通局人事課採用担当」 イ「名古屋市交通局バス運転士(大型第二種免許未取得者)採用選考申込書請求」(朱書き) ・裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。 ②返信用封筒(角形2号〔33.2×24cm〕)を用意する。 ・表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、 430円分の切手を貼り 、表面余白に「 速達 」と大きく 朱書き する。 ③氏名及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)を記入した用紙を用意する(様式不問)。 ④請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、「 簡易書留 」で送付する。 ・請求用封筒に「②返信用封筒」と「③氏名及び連絡先」を入れて、簡易書留分の切手を貼り、郵送する。
	受験票	第一次選考会場案内と一緒に郵送します。10月8日(金)までに受験票等が届かない場合は、交通局人事課(052)972-3823に連絡してください。
	その他	第一次選考時の持ち物がインターネットからの申込者と一部異なります。詳細は申込受付後に郵送する通知文をご覧ください。
個人情報の取扱い等	受験に際して取得した個人情報、採用選考以外の目的では使用しません。ただし、合格者については、採用及び採用後の事務においても使用します。提出された書類等は一切返却いたしません。	
問合せ先	交通局人事課 (052)972-3823	

採用後の予定	一定期間の養成研修があります。はじめに、交通局研修所にて、市バス運転士として必要な業務知識、運転技術及び接客技術等を習得していただきます。所定の基準を満たした方から順次、市バス営業所にて現場実習を行います。 養成研修は、市バス運転士として必要な業務知識や運転技術及び接客技術等の確実な習得にかかる重要な研修のため、必ずカリキュラム通りに出席し受講していただく必要があります。 なお、地方公務員法第22条第1項に基づき、正規職員としての採用は条件付採用となります(原則6か月間)。条件付採用期間において、養成研修を修了できない場合、適格性を欠く場合などは、免職となることがあります。
休暇	年次休暇について、1年度(年次は4月1日から翌年3月31日まで)につき20日。その他休暇(有給)あり。
福利厚生	名古屋市職員共済組合・地方公務員災害補償基金 加入等
制服	制帽、上着、ズボン、シャツ等を貸与します。
給与	初任給の例(採用時の年齢に応じた給与月額に、地域手当を加えたものです。) 採用時年齢が25歳の場合 192,855円、採用時年齢が35歳の場合 222,295円、 採用時年齢が40歳の場合 229,195円 年収の例(賞与・諸手当込) 採用時年齢が25歳の場合 約400万円、採用時年齢が35歳の場合 約460万円、 採用時年齢が40歳の場合 約470万円

現場実習以降の勤務条件等については以下の通りです。

勤務形態	勤務時間は週平均40時間(時間外勤務、休日勤務あり)、週休2日制、日勤(前勤、後勤、中休)で、交替勤務です。中休勤務は月8回程度あります。
勤務時間(例)	<p>○前勤(休憩45分)</p> <p>6:00 14:45</p>  <p>○後勤(休憩45分)</p> <p>13:15 22:00</p>  <p>○中休(休憩45分)</p> <p>7:00 11:00 17:00 21:00</p> 
採用後の処遇	<p>一定の条件が満たされた場合は、昇任選考等を受験し、責任ある指導的地位につくことができます。なお、地方公務員法第28条により、以下のいずれかに該当した場合は、免職されることがあります。</p> <p>① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合</p> <p>② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>③ ①②に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>これ以外にも、懲戒処分等により免職されることがあります。</p>

勤務条件等については、令和3年8月時点の内容です。